

事務連絡  
令和 8 年 3 月 16 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局資源循環課  
廃棄物適正処理推進課

廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について（周知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、昨年 6 月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年 4 月 1 日から施行されます。改正法においては、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定ですが、これは貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではありません。既に各自治体において地方運輸局等と整理がなされている場合において、当該整理を踏まえた対応を妨げるものではないことに留意ください。

この度、国土交通省から、別添のとおり標記について明確化する事務連絡（令和 8 年 3 月 16 日付け国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長事務連絡。以下「国土交通省事務連絡」という。）が発出されましたので周知します。

一方、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）の目的とする輸送の安全の確保等の趣旨等は、廃棄物の運搬と、その他の廃棄物の処理（収集又は処分）を一体的に実施する場合においても通底するものもあるところです。

については、貴部（局）におかれては、国土交通省事務連絡の内容について了知いただくとともに、貨物自動車運送事業法を参考にしていただく等して、廃棄物処理における安全の確保等に係る取組を進めていただくようお願いいたします。

また、貴管内市町村、排出事業者及び廃棄物処理業者に対し、国土交通省事務連絡及び本事務連絡の内容について周知をお願いいたします。